

保護者のみなさまへ



令和2年度 就学援助制度のお知らせ（年度当初申請）



富里市教育委員会

富里市では、ご家庭の経済的な事情によりお子さんを市立小・中学校へ通学させることが困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・通学用品費・学校給食費などの一部を援助する制度を設けています。

●援助の対象となる方

富里市内に住所を有し、富里市立の小・中学校に通学する児童生徒及び入学予定者の保護者で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 生活保護は受けていないが、それに準ずる程度に困窮し、世帯員等の収入が市で定めた認定基準額を下回る方。

●認定基準となる収入の目安（令和元年中の収入額）

お子さんと住所・生計を同じくする世帯員全員の収入額

収入がある人	収入がない人	合計収入額 (目安)	収入がある人	収入がない人	合計収入額 (目安)	収入がある人	収入がない人	合計収入額 (目安)	収入がある人	収入がない人	合計収入額 (目安)
1人	1人	277万円	2人	1人	341万円	3人	1人	380万円	4人	1人	412万円
	2人	370万円		2人	418万円		2人	449万円		2人	491万円
	3人	393万円		3人	434万円		3人	476万円		3人	536万円
	4人	455万円		4人	506万円		4人	566万円		4人	608万円

※表に用いた標準モデル

収入ある人 1人…35歳 1人

〃 2人…35歳 2人

〃 3人…35歳 2人、70歳 1人

〃 4人…35歳 2人、70歳 2人

収入ない人 1人…小学生 1人

〃 2人…小学生・中学生 各1人

〃 3人…幼児・小学生・中学生 各1人

〃 4人…幼児・小学生・中学生・高校生各1人

※この金額はあくまでも目安です。世帯員等の年齢構成などにより認定基準額に相違がありますので、ご了承ください。

* お子さんと住所・生計を同じくする世帯員全員とは、世帯は別でも同住所の方、別住所であっても同一生計の方を含みます。

●申請手続き

市内小・中学校、教育委員会学校教育課に備えてある、または、富里市ホームページからダウンロードした「要保護・準要保護児童生徒認定申請書」及び「同意書」に必要事項を記入し、**必要書類**を添えて在籍または入学予定の学校へ提出してください。小学校、中学校両方にお子さんが通っている場合はそれぞれに申請が必要です。

○必要書類とは…

無職の未成年の方以外すべての世帯員の令和元年中の収入を証明する書類（源泉徴収票または確定申告書・住民税申告書、児童扶養手当証書、公的年金等の写し、遺族年金明細、失業給付明細等）

●申請期間

令和2年2月中旬から4月末日まで

※5月以降も申請はできますが、その場合申請した日の属する月の翌月が支援の開始月となります。遡ることはできませんのでご注意ください。

●申請後の流れ

申請書は、学校から教育委員会へ提出されます。この間、必要により地区の民生委員児童委員が自宅を訪問し生活状況をお伺いします。

教育委員会は、審査をし、その結果（認定または却下）をお子さんが在籍する学校を通して通知します。（5月中旬頃予定）

●就学援助費支給内容（支給額は令和元年度の額で変更となる場合があります。）

○生活保護を受給している方（要保護）は、下記の費目のうち、修学旅行費と医療費のみが対象となります。

費 目	支 給 額		内 容
	小学校	中学校	
学用品費	11,520円	22,510円	児童生徒が通常必要とするノート、筆記用具、辞書類等の購入費
通学用品費	2,250円	2,250円	小・中学校の第2学年以上の学年に在学する児童生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、帽子等）の購入費
入学準備金	50,600円	57,400円	小・中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、制服等）の購入費 （原則 入学前の2月より支給。 3月までに支給を受けていない場合4月認定の1年生に限る）
学校給食費	経費の全額	経費の全額	学校給食費
校外活動費	宿泊を伴わないもの	1,580円	児童生徒が校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料 （宿泊を伴うものは、学年を通じて1回に限る。）
	宿泊を伴うもの	3,650円	
修学旅行費	経費の全額	経費の全額	児童生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊料、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費（小・中学校通じてそれぞれ1回）
通学費	経費の全額	経費の全額	片道の通学距離（バス路線距離）が、小学校4km以上、中学校6km以上の場合で、バスを利用して通学する場合の交通費（通学定期乗車券代）
医療費	経費の全額	経費の全額	学校の健康診断により、う歯（虫歯）、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎など、定められた疾病の治療指示を受けた治療費

※ 学用品費及び通学用品費は年額です。年度途中から就学援助費の支給を開始する場合は、月割で算定して得た額となります。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

●支給方法等

援助費は学校を通じて支給します。

通学用品費等 支給には領収書の提出が必要となりますので保管してください。

●注意事項

・申請後または認定後に 家族構成等に変更があった場合は、必ずその旨を届出ください。

・申請は、毎年必要です。令和元年度に認定を受けていた方で、

令和2年度も希望される方は、改めて申請が必要となりますのでご注意ください。



【お問い合わせ】

・教育委員会学校教育課学事班

Tel 0476-93-7658

・在籍中または入学予定の市内小中学校